

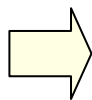
保険法の概要

商法第2編第10章の保険契約に関する規定は、約100年間も実質的な改正がされておらず、表記も片仮名・文語体のままであった。

そこで、社会経済情勢の変化に対応して、新たに保険契約に関するルールを定める単行法を制定するもの。主要な改正点は、以下のとおり。

商法（明治32年法律48号）

- ◆ 共済契約には適用なし
- ◆ 損害保険と生命保険の規定のみ
- ◆ 保険契約者等の保護が不十分
(例)
 - ・ 契約者側からの自発的な告知が必要
 - ・ 保険金の支払時期についてのルールがない
 - ・ 法律の規定よりも約款が優先
- ◆ 損害保険についてのルールが硬直的
- ◆ 責任保険の被害者を保護する規定がない
- ◆ 保険金受取人の変更ルールが不明確
- ◆ モラルリスクの防止が不十分



<保険法の施行時期>

公布の日（平成20年6月6日）から起算して2年（平成22年6月5日）を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

保険法（平成20年法律56号）

共済契約にも適用範囲を拡大

傷害疾病保険に関する規定を新設

保険契約者等の保護

- 契約締結時の告知についてのルールを整備
 - ・ 告知義務を保険者からの質問に回答する義務に変更
 - ・ 保険募集人による告知妨害等があった場合のルールを新設
- 保険金の支払時期についての規定を新設
適正な保険金の支払に必要な調査のための合理的な期間が経過した時から保険者は履行遅滞の責任を負担
- 片面的強行規定の導入
法律の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効

損害保険についてのルールの柔軟化

- 超過保険や重複保険について、保険金額が目的物の価額を超える部分の契約も有効
- 事業リスクのための契約については、片面的強行規定の適用を除外

責任保険における被害者の優先権の確保

- 被保険者が倒産した場合でも、被害者が保険金から優先的に被害回復を受けられるようにするための先取特権の規定を新設

保険金受取人の変更ルールの整備

- 保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険者であること、遺言による受取人の変更も可能であること等を明文で規定

モラルリスクの防止

- 重大な事由があった場合に保険者が契約を解除できる旨の規定を新設